

平成19年9月1日

稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A

稲城市
稲城市社会福祉協議会

問1 介護支援ボランティア制度とはどのようなものか？

高齢者の介護支援ボランティア活動実績等を評価したうえでポイントを付与し、その高齢者の申出により、そのポイントを換金した交付金を交付する制度である。

当面、稲城市では、高齢者が介護支援ボランティア活動実績に応じて付与されたポイントを活用し、実質的な介護保険料負担の軽減を行うことを想定している。

※ なお、実施のイメージは別添の「稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム」のとおり。

問2 制度創設の目的は何か？

高齢者が、介護支援ボランティア活動などを通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防に資することを目的とし、その結果、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指すものである。

つまり、本制度は、社会参加活動をしたいと思う高齢者自身のための制度として創設するものである。

問3 期待される効果は何か？

- 1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。
- 2) 社会参加活動などに参加する元気な高齢者が増える。
- 3) 要介護高齢者などに対する介護支援ボランティア活動に関心が高まる。
- 4) 結果として、介護給付費等の抑制が期待できる。

問4 実質的な保険料負担軽減額は、どの程度なのか？

ボランティア参加者の保険料は、介護支援ボランティア活動実績に応じて付与された評価ポイントを1,000(=1000円)単位で換金して支払うことを想定しており、年額で最大5,000円までとする。

問5 いつから実施するのか？

平成19年9月1日から試行的(モデル)事業としてスタートし、平成20年度からは本格的実施とする。

おおまかなスケジュール等は次のとおり。

平成19年

- 5月 市長会見で実施発表
- 6月 ボランティア関係者等との意見交換
ボランティア受け入れ機関との意見交換
社会福祉協議会理事会での承認
- 7月 介護保険運営協議会での承認
市議会委員会への説明
- 8月 市広報で実施発表
- 9月 介護支援ボランティア登録開始(手帳交付)
試行的(モデル)事業実施・スタンプ押印開始

平成20年

- 4月 本格実施・評価ポイント付与開始
- 7月 評価ポイント転換交付金申請受付開始

問6 どのような高齢者が対象となるのか？

介護保険料を滞納していない稲城市の65歳以上の高齢者(第1号被保険者)とする。

一般高齢者、特定高齢者、要支援者及び要介護者の別を問わない。

第1号被保険者の資格を喪失した場合は、対象外とする。

問7 制度実施の根拠法令等は何か？

稲城市においては、介護保険制度の中の地域支援事業の介護予防事業として実施する。

- ・ 介護保険法：第115条の38(介護予防事業)
- ・ 国の定める要綱：地域支援事業実施要綱

別記

1 介護予防事業

(2) 介護予防一般高齢者施策

イ 各論

(イ) 地域介護予防活動支援事業

③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

問 8 稲城市は、この制度を地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策で行うことにしたのはなぜか？

稲城市では、高齢者の社会参加活動を通じて介護予防を推進するといった観点から、介護支援ボランティア活動を奨励・支援することが適切であると判断したためである。

問 9 介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与の方法は、どのようにするのか？

- 1) ボランティアは、管理機関（社会福祉協議会）へ介護支援ボランティアの登録をする。
 - 2) 管理機関（社会福祉協議会）は、介護支援ボランティア活動の受け入れ先を紹介するとともに、介護支援ボランティア手帳を交付する。
 - 3) ボランティアは、ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）等で介護支援ボランティア活動を行う。
 - 4) ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）は、ボランティアが介護支援ボランティア活動への参加の都度、持参する「介護支援ボランティア手帳」にスタンプを押印する。
 - 5) 管理機関（社会福祉協議会）は、一定時点（例えば、4月）に、ボランティア活動参加者の「介護支援ボランティア手帳」に押印されたスタンプ数により、評価ポイントを付与する。
 - 6) 管理機関（社会福祉協議会）は、ボランティア活動参加者へ付与した評価ポイントを管理する。
- ※ なお、実施のイメージは別添の「介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与」のとおり。

問 10 「介護支援ボランティア手帳」は誰が発行するのか。

「介護支援ボランティア手帳」は管理機関（社会福祉協議会）が発行する。また、この手帳は、各ボランティア受け入れ機関（介護保険施設等）での配布も行う。

問 1 1 どのようなボランティア活動が対象となるのか？

平成 18 年 6 月に特区提案した際には以下のボランティア活動を想定していたが、現時点の介護支援ボランティアの受け入れ団体からの指定申請では、大きな変更はない状況である。

平成 18 年 6 月に特区提案した際に想定した介護支援ボランティア活動の例

- 1) レクリエーションなどの指導、参加支援
- 2) お茶出しや食堂内での配膳、下膳などの補助
- 3) 喫茶などの運営補助（経営的な観点ではないボランティアとしての参加）
- 4) 散歩、外出、館内移動の補助
- 5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い
- 6) 話し相手
- 7) その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（例－草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など）を想定している。

※ボランティア活動としての参加を対象とするもので、収益等を充当すべき事業は含まない。

問 1 2 具体的にどのような事業が該当するのか？

平成 18 年 6 月に特区提案した際には以下の事業を想定していたが、現時点の介護支援ボランティアの受け入れ団体からの指定申請では、大きな変更はない状況である。

平成 18 年 6 月に特区提案した際に想定した事業の例

例えば、

- 1) 介護保険対象施設
- 2) 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）
- 3) ふれあいセンター
- 4) ハンディキャブ
- 5) 高齢者会食会
- 6) その他

の事業におけるボランティア活動を想定している。

問 1 3 活動実績に応じて評価ポイントはどのくらい付与されるのか？

4月から3月までの年度内の活動実績に応じて、翌年度に次表の評価ポイントを付与する。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

※1時間程度の活動を1回分の活動実績として評価するが、2時間以上の活動の場合には2回分の活動実績として評価する。

※また、1日に複数の事業での活動や複数箇所での活動の場合でも合計最大2回分までの活動実績を評価することができるものとする。

問 1 4 評価ポイントは、第三者（例えば家族など）へ譲ることができるのか？

評価ポイントは、第三者（例えば家族など）へ譲ることはできない。

問 1 5 介護支援ボランティアの想定される人数は？

現時点で、具体的に確定した人数は示せないが、様々なボランティア活動の参加状況などから推測すると、50人～100人（高齢者人口比 0.5%～1.0%）程度となる。

問 1 6 介護支援ボランティア管理者（管理機関）はどこか？

介護支援ボランティア管理者（管理機関）は、稲城市社会福祉協議会とする。

問 1 7 介護支援ポイント基金管理機関はどこか？

介護支援ポイント基金管理機関は、稲城市社会福祉協議会とする。

問 1 8 保険者（稲城市）が管理機関（稲城市社会福祉協議会）へ交付する「地域支援事業交付金」とは何か？

介護支援ボランティア活動に応じて付与する評価ポイントを換金するための基金の原資として、介護保険特別会計の地域支援事業（介護予防事業一般高齢者施策）費から管理機関（稲城市社会福祉協議会）へ交付するもの。

問19 「実質的な介護保険料負担の軽減」はどのように行うのか？

管理機関（稲城市社会福祉協議会）が介護支援ボランティア活動の参加者の蓄積された評価ポイントを管理し、その者から「評価ポイント活用の申出」があった場合、このポイントを活用して、その者の保険料負担の一部に充てるための「介護支援ボランティアポイント転換交付金」を交付する。

問20 保険料負担軽減の具体的方法は？

- 1) 保険者（稲城市）は、当初賦課時期にその年度の保険料の総額を記載した「保険料決定額通知書」及び「納付書」を本人へ送付（毎年度7月中）する。
 - 2) 保険料への評価ポイントの活用を希望する者は、保険者（稲城市）へ介護支援ボランティア手帳を添えて評価ポイント活用の申出を行う。
 - 3) 保険者（稲城市）は、評価ポイント活用希望者の保険料の滞納等の有無を確認する。
 - 4) 保険者（稲城市）は、保険料の滞納等がない場合、評価ポイント活用の希望者からの申出を管理機関（社会福祉協議会）へ伝達する。このとき、評価ポイント活用希望者から預かっている介護支援ボランティア手帳を管理機関へ送付する。
 - 5) 管理機関（社会福祉協議会）は、評価ポイントを換金する。
 - 6) 管理機関（社会福祉協議会）は、評価ポイント活用希望者の蓄積された評価ポイントを活用し、（仮称）介護支援ボランティアポイント転換交付金として交付する。あわせて、評価ポイントの残高を記載した介護支援ボランティア手帳を返送する。
- ※ なお、実施のイメージは別添の「介護支援ボランティアポイント（評価ポイント）の活用による保険料負担軽減の方法」のとおり。

問21 稲城市は介護支援ボランティア活動に対する評価として「保険料控除」を提案していたが、なぜポイント制で評価することにしたのか？

介護保険料控除は社会保障制度の根幹に関わるものであるとの指摘等を踏まえ、厚生労働省との協議を重ねた結果、このポイント制で評価することでも、一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することが可能であることを確認できたため、制度創設を決めたものである。

問 2 2 介護支援ボランティア参加者は、自動的に保険料負担が軽減されるのか？

介護支援ボランティア参加者から蓄積したポイントを活用して介護保険料の一部負担に充てることを希望する場合に限り軽減されるものであり、介護支援ボランティア参加者に対して自動的に保険料負担が軽減されるものではない。

問 2 3 保険料負担軽減を希望しないボランティアはどうするのか？

介護支援ボランティア参加者が保険料負担軽減を希望しない場合には、引き続きそのポイントの蓄積が継続されることになる。

問 2 4 介護支援ボランティア本人の介護サービス利用料を軽減することができるのか？

将来、本人が介護サービスを利用する際に、蓄積したポイントを活用して介護サービス利用料の一部へ充てることが可能となることを想定しているが、直ちに制度化する予定はない。

問 2 5 制度運営のための財源はどのようになるのか？ また、保険料への影響額はいくらか？ 新たな財源は必要なのか？

介護支援ボランティア制度は、地域支援事業の介護予防事業として実施するものであり、制度上の財源構成は次のとおり。

区分	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	合計
財源構成	25.0%	12.5%	12.5%	19.0%	31.0%	100.0%

稲城市の高齢者人口の約 1.0%（高齢者 100 人）がすべて保険料負担の軽減（一人あたり 5,000 円）を受けるとした場合の財政負担は次のとおり。

区分	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	合計
財政負担	125,000 円	62,500 円	62,500 円	95,000 円	155,000 円	500,000 円

このとき 65 歳以上の高齢者（第 1 被保険者）の月額保険料への影響額は 0.8 円と試算。したがって、保険料への影響額は極めて少ないと判断した。

$(95,000 \text{円} \div 10,000 \text{人} \div 12 \text{月} \doteq 0.8 \text{円})$

なお、平成 20 年度の地域支援事業の介護予防事業費は、介護保険事業計画の中で介護給付見込額の 2.0% 以内として既に見込まれており、新たな財源の調達は不要と考えている。

問26 なぜ、実質的な保険料負担の軽減額を最大で年額5,000円とするのか？

保険料軽減額は、最大で一月あたり400円程度となるが、これは1回相当分のボランティア活動参加のための往復のバス代程度であること、保険料月額のご1割程度であること、などから適切な額の範囲であると判断した。

問27 最大で年額5,000円の保険料負担額軽減では、それほど大きな額ではないと思うが、事業効果はあるのか？

保険料負担の軽減が目的ではなく、それがきっかけとなって、住民、特に元気な高齢者が自ら地域での介護を支える地域づくりが促進されることが重要であると考えており、その点で事業効果があるものと判断した。

問28 「実質的な保険料負担の軽減」というのは、「手当」の支給と同じではないか？

介護支援ボランティア参加者から蓄積したポイントを活用して介護保険料負担の一部に充てる旨の申出があった場合に保険料負担が軽減されるものであり、「手当」の支給とは基本的に考え方が異なるものである。

問29 ボランティア活動に対する対価的な性格があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか？

保険料負担額の軽減額や方法等からみても、ボランティア活動への対価的性格を有するものではない。

また、保険料負担の軽減については、本人の申出に基づくものであり、ボランティア自身の意思を尊重する制度であることから、ボランティア本来の意義が薄れることはないと判断した。

問30 保険料は所得に応じて設定すべきであり、ボランティアで実質的に負担が軽減される保険料相当分をボランティアに参加しない者に負担させることは適当ではないのではないか？

本事業は、保険料が所得に応じて設定される仕組みを維持している。また、保険料の「控除」や「減免」を行うものではない。

本事業の保険料負担の軽減は、地域支援事業の介護予防事業（一般高齢者施策）の地域支援事業交付金で行うものであり、軽減される保険料相当分をボランティアに参加しない者だけに負担を求めるものではない。

なお、高齢者の保険料負担への影響額は、一月あたり0.8円程度と試算しており、極めて少ないものと判断している。

問3 1 介護支援ボランティアが増えることで元気な高齢者が増え、その結果、稲城市の介護保険給付費の削減が見込まれるのか？

介護支援ボランティア活動は、本人の地域貢献意欲を高めるとともに、継続的な地域とのつながりが確保されるものと考えられる。このため、介護支援ボランティア自身の介護予防効果はもちろんであるが、地域の虚弱高齢者への生活不活発病予防の効果が期待できるものと考えられる。

問3 2 ボランティアに参加できない高齢者に対して不公平感があるのではないか？

介護支援ボランティアは、高齢者が地域貢献することを積極的に奨励・支援し、いきいきとした地域社会となることを目指すものであり、年間相当回数の介護支援ボランティア活動を行った場合に、一月あたり最大で400円程度（1回分の往復バス料金相当額）の保険料負担軽減となるものであることから、ボランティアに参加できない高齢者が不公平感を持つことは少ないものと判断している。

問3 3 稲城市のボランティア関係者などの意見はどうか？

平成18年4月から5月に実施したボランティア関係者等（105名）へのアンケート調査結果では、制度創設に賛成が59.6%、反対が26.9%であった。賛成の主な意見は、

- ・社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増える。 (53.1%)
- ・福祉のまちづくりに不可欠な住民参加に関する認識が高まる。(28.1%)
- ・介護支援ボランティア活動等に関心が高まる。(17.2%)

反対の主な意見は、

- ・対象者や内容に限られるため不公平感が増す。(47.5%)
- ・対価的性格があり、本来のボランティア精神に反する。(35.0%)

であった。

問3 4 介護支援ボランティア制度の実施期間はどのように想定しているのか？

詳細の制度設計は今後に行うことになるが、現時点では、介護支援ボランティア制度の実施期間は、平成19年度から平成23年度までの期間を想定している。

また、実施期間満了時点（平成23年度末）で必要と判断した場合には、3年間ごとに延長することも想定している。

問35 付与されたポイントの有効期間があるのか？

詳細の制度設計は今後に行うことになるが、現時点では、実施期間終了後2年程度を想定している。

問36 第3期介護保険事業計画の期間（平成18年度から平成20年度まで）の途中であるが、制度を実施することができるのか？

介護支援ボランティア制度は、高齢者ボランティアの普及や元気高齢者を増やすことにつながることから、第3期介護保険事業計画の目標達成を促進させる効果が期待できる。したがって、第3期介護保険事業計画の期間中でも早期に実施することが望ましいと考えている。

以上